

一店逸品運動 参加店募集！

<http://akishimaippin.michikusa.jp/>

「一店逸品運動とは？」

各個店が自店の取扱商品やサービスを見直すことにより、自分自身の商売を見つめ直し、従業員全員で、または商店会（街）の仲間と一緒にお店の売る姿勢を明確に示した売り筋商品である逸品を探し出し、その逸品をお客様に紹介する一連の活動を言います。そして、お客様との新たな信頼関係を構築し、個店や商店会（街）の活性化を図る運動です。

実施内容は

- (1) カタログチラシを作成し市内に全戸配布します。(1月中旬)
A3版、コート紙、カラー印刷 1店あたりのスペースは縦70ミリ×横60ミリです。(予定)
- (2) 参加店で使えるお買い物券が当たるスタンプラリー等を実施します。(1月中旬から2月中旬)
カタログチラシに応募用紙を載せます。
- (3) 店頭掲示用ポスターと店内掲示用ポスターを1店あたり各1枚作成します。
カラー印刷、ラミネート加工
- (4) 産業まつりにて逸品ポスターを展示し、市民の方々に一店逸品運動を紹介します。
(11月12日・13日)
ポスターは商品等をデジカメで撮影して作成。カタログチラシはポスターを基に作成します。

実施時期は平成17年11月～平成18年3月

参加費用は1店 7,000円

参加資格は市内に店舗を有する小売業及び飲食業・サービス業。但し、遊興娯楽業、風俗営業等は除きます。また、在庫処分品や売出品等、逸品として相応しくないものもご遠慮下さい。

募集店舗数 100店(申込順)

参加申込は一店逸品運動に参加を申し込む「参加申込」と逸品である商品やサービスを申し込む「逸品申告」の2段階方式です。

「参加申込」…一店逸品運動に参加してみようという方は、参加申込書に必要事項を記入し、逸品の選出について専門家のアドバイスが必要だと思ふ方は記入欄に を書いてください。また、他店において、これは逸品だと思ふ商品やサービスがある方は逸品推薦書にご記入願います。参考にさせていただきます。

「逸品申告」…参加申込み後、ゆっくりとご検討ください。逸品申告書は逸品を考える上で段階的に書き込めるようになっています。先ず、お店の特徴を整理してみてください。それから、逸品とする商品又はサービス1点を紹介文を添えてご提出ください。逸品申告書は申込期間内なら「再提出」が可能です。提出するときに新規、再提出のどちらかに をして下さい。

それぞれ書き終えたら昭島市商工会にFAX若しくはご持参にて提出してください。

申込締切日 10月7日(金)まで 但し店数に達し次第締め切ります。